

ID: 1112

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	指定管理者の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第25条第1項		
例 規 番 号	令和 6 年条例第12号		
【根拠条文】（あれば） （指定管理者の指定の取消し等） 第25条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 （1） 前条の指示に従わないとき。 （2） 管理業務を継続することが適当でないとき。 （3） 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。 （4） 第18条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。 2 前項の規定により監督上される処分(指定管理者の指定を取り消す処分を除く。)については、西東京市行政手続条例(平成13年西東京市条例第14号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日